

けんぽQ & A

Series53

Q 平成28年10月より、501人以上いる企業の適用事業所で働くパートタイマー等の従業員は健康保険に入れることを聞いたのですがどのような内容ですか？

A 平成28年10月より、従業員501人以上の企業につきまして、下記の条件がすべて満たされる方につきましては、健康保険に加入対象となります。

- (1) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- (2) 事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれること。
- (3) 賃金月額8.8万円以上であること。
- (4) 学生でないこと。（夜間・定時制の方は除く）
- (5) 常時501人以上の企業（特定適用事業所）に勤めていること。

上記に該当すれば、会社の健康保険組合に加入することになり、毎月健康保険料を支払うことで、健康保険証が作成され、健康保険独自の補償も追加で受けることができます。

なお、当健康保険組合の被扶養者の方で、現在被扶養者としてパート・アルバイト等をされていて、働いている先の会社で上記の条件に当てはまるようならば、被扶養者から外れて、働いている会社の被保険者になることになります。